

家畜飼養衛生管理基準の改正ポイントについて

本年度の家畜伝染病予防法改正に伴い、「飼養衛生管理基準」が改正されました。主な改正ポイントは以下のとおりです。関係の皆様には、今一度、内容をご確認のうえ、引き続き飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いします。

- 飼養衛生に係る農場個別マニュアルの作成（令和4年2月からの義務化）
- 飼養衛生管理区域専用の衣服や靴の設置
- 記録の作成と保管（家畜保健衛生所や担当獣医師等からの指導内容）
- 野生動物の侵入防止対策の徹底（家きん・豚農場では防護ネット、防護柵等の設置）
- ネズミや害虫の駆除
- 衛生管理区域内での愛玩動物の飼養禁止
- 衛生管理区域への入場時に加え退場時にも洗淨・消毒、交差汚染防止（手指・靴・物品・車両）



手指の消毒



←消毒槽

←水槽



←消毒槽
(石灰)

～家畜飼養者の皆様へのお願いとお知らせ～

家畜伝染病予防法に係る「定期報告書」の提出と飼養衛生管理基準の確認巡回について

家畜飼養者の皆様には、例年、**定期報告書**により、飼養している家畜の種類・頭数、飼養衛生管理基準の遵守状況等を報告いただいております。本年度の様式は、昨年度のものから変更となりました。添付の記入例を参考に記載して頂き、同封の返信用封筒で **2020年12月25日**までに当所に提出下さい。また、今回、農場毎に**衛生管理区域を記載した図**を同封しております。本区域図もご確認いただき、**保管**するとともに、日頃の衛生管理に**活用**していただきますようお願いいたします。なお、本年度も飼養衛生管理基準の遵守状況の確認のため、巡回を行う予定ですのでご協力よろしく申し上げます。

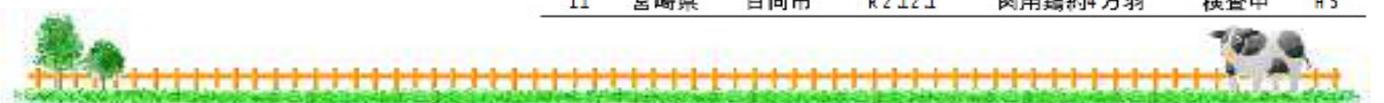
国内家きん農場における高病原性鳥インフルエンザ発生状況

本年11月5日より、香川県、福岡県、兵庫県、宮崎県の養鶏場において、高病原性鳥インフルエンザが発生しています（12月1日現在、11事例15農場）。

家きん飼養者の皆様におかれましては、引き続き飼養衛生管理基準の遵守徹底をお願いしますと共に、飼養家きんに異状がみられた場合には当所への早期通報をお願いします。

家きん 4 県11事例

事例	都道府県	市町村	疑似患畜判定日	飼養状況	病原性	亜型
1	香川県	三豊市	R2.11.5	採卵鶏約31.7万羽	高	H5N8
2	香川県	東かがわ市	R2.11.8	採卵鶏約4.6万羽	高	H5N8
3	香川県	三豊市	R2.11.11	肉用種鶏約1.1万羽	高	H5N8
4	香川県	三豊市	R2.11.13	肉用種鶏約1万羽	高	H5N8
5	香川県	三豊市	R2.11.15	採卵鶏約7.7万羽	高	H5N8
6	香川県	三豊市	R2.11.20	採卵鶏約15.4万羽	高	H5N8
6関連	香川県	三豊市	R2.11.20	採卵鶏約11.7万羽	-	-
6関連	香川県	三豊市	R2.11.20	採卵鶏約2万羽	-	-
6関連	香川県	三豊市	R2.11.20	肉用鶏約5.7万羽	-	-
6関連	香川県	三豊市	R2.11.20	肉用鶏約1.7万羽	-	-
7	香川県	三豊市	R2.11.20	採卵鶏約43.9万羽	高	H5N8
8	香川県	三豊市	R2.11.21	採卵鶏約7.5万羽	高	H5N8
9	福岡県	宗像市	R2.11.25	肉用鶏約9.4万羽	高	H5N8
10	兵庫県	淡路市	R2.11.25	採卵鶏約14.6万羽	高	H5N8
11	宮崎県	日向市	R2.12.1	肉用鶏約4万羽	検査中	H5



和牛遺伝資源の管理・保護のための新制度がスタートしました!

平成30年6月に和牛の精液と受精卵の不正な輸出を図る事案が発生し、家畜人工授精用精液等について「知的財産」としての価値の保護や流通の適正化を図るため、令和2年10月1日に法律の改正や新たな法律が施行されました。

今回は、和牛遺伝資源を取り扱うエンドユーザーとなる畜産農家の皆さんに知っておいていただきたい内容について紹介します。

【精液等の保存・譲渡について】

- ・精液等を畜産農家等へ譲渡・販売する行為には、**家畜人工授精所の開設許可**が必要です。
- ・自家利用（自己の飼養する雌家畜に授精等する）の場合は、家畜人工授精所等以外でも精液等を保存することが可能です。ただし、自家利用の場合、有償・無償に関わらず、**譲渡（他者に譲り渡したり、他者の飼養牛に授精等すること）はできません**ので注意しましょう。

譲渡 OK!

- ・家畜人工授精所 ⇒ 牛飼養者
- ・家畜人工授精所 ⇒ 家畜人工授精所

譲渡 NG!

- ・牛飼養者 ⇒ 家畜人工授精所
- ・牛飼養者 ⇒ 牛飼養者

【精液証明書等の取扱いについて】

- ・証明書と精液等は「1セット」で流通させる必要があります。
- ・証明書に不備があった場合（例：記載漏れ等）、その証明書の効力は無いものとなる可能性があります。
- ・証明書裏面の「譲渡・経由の確認」の欄に譲渡する者・譲り受ける者の情報とその日付が正しく記載されているかを確認しましょう。また、譲渡する場合は正しく記載しましょう。

譲渡者の住所、氏名又は名称及び譲渡をした年月日	譲受者の住所、氏名又は名称及び譲受けをした年月日
東京都□□市1-1-1 ××人工授精所 H29.5.1	東京都▽▽市 ▼▼農協 H29.5.1
東京都▽▽市 ▼▼農協 H29.5.10	東京都▽▽市▲▲町 ◎◎ ◎◎ H29.5.10

この欄に最終的な所有者が記載されています。
間違いがないか確認しましょう。

〔例：精液証明書の裏面（一部）〕

matsuekaho matsuekaho

島根県松江家畜保健衛生所

○本 所（島根県東部農林振興センター松江家畜衛生部）

〒699-0109 松江市東出雲町錦浜474-2

TEL：(0852)52-5230 公用携帯：080-1935-0883 FAX：(0852)52-3377

○隠岐支所（島根県隠岐支庁農林局家畜衛生部）

〒685-0015 隠岐郡隠岐の島町港町塩口24

TEL：(08512)2-9690 公用携帯：080-1935-0886 FAX：(08512)2-9657

